

広島県告示第百二号

平成十一年広島県告示第三百六十八号（広島県環境影響評価技術指針）の一部を次のように改正する。

令和三年二月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前																											
<p>二 (略)</p> <p>1-3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(一) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">環境要素の区分</td> <td colspan="2">環境影響評価の項目</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土壌に係る環境その他の環境</td> <td>地形・地質</td> <td rowspan="2">地盤の沈下等</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>地盤</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(2)-(4) (略)</p> <p>(二)・(三) (略)</p> <p>(四) 環境影響評価項目の選定 環境影響評価項目は、(二)及び(三)の検討を通じて、環境影響要因が環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討することにより、対象事業の種類ごとに一般的に環境に影響を及ぼすおそれがある項目として別表第一から別表二十九までに示す項目（以下「参考項目」という。）を勘案しつつ、事業特性及び地域特性を踏まえ選定するものとする。この場合において、同表備考第二号に掲げる一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握するものとする。</p> <p>(五)・(六) (略)</p> <p>5-8 (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>(一) 参考手法に基づく選定 参考項目に係る調査及び予測の手法の選定は、対象事業の種類ごとに別表第三十から別表第五十八までに掲げる参考となる調査及び予測の手法（以下「参考手法」という。）を勘案しつつ、事業特性及び地域特性を踏まえて行うものとする。この場合において、別表第一から別表第二十九までの備考第二号に掲げる一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握するものとする。</p>	環境要素の区分		環境影響評価の項目		土壌に係る環境その他の環境	地形・地質	地盤の沈下等	(略)	地盤	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>二 (略)</p> <p>1-3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(一) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">環境要素の区分</td> <td colspan="2">環境影響評価の項目</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土壌に係る環境その他の環境</td> <td>地形・地質</td> <td rowspan="2">地盤の沈下</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>地盤</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(2)-(4) (略)</p> <p>(二)・(三) (略)</p> <p>(四) 環境影響評価項目の選定 環境影響評価項目は、(二)及び(三)の検討を通じて、環境影響要因が環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討することにより、対象事業の種類ごとに一般的に環境に影響を及ぼすおそれがある項目として別表第一から別表二十七までに示す項目（以下「参考項目」という。）を勘案しつつ、事業特性及び地域特性を踏まえ選定するものとする。この場合において、同表備考第二号に掲げる一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握するものとする。</p> <p>(五)・(六) (略)</p> <p>5-8 (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>(一) 参考手法に基づく選定 参考項目に係る調査及び予測の手法の選定は、対象事業の種類ごとに別表第二十八から別表第五十四までに掲げる参考となる調査及び予測の手法（以下「参考手法」という。）を勘案しつつ、事業特性及び地域特性を踏まえて行うものとする。この場合において、別表第一から別表第二十七までの備考第二号に掲げる一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握するものとする。</p>	環境要素の区分		環境影響評価の項目		土壌に係る環境その他の環境	地形・地質	地盤の沈下	(略)	地盤	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
環境要素の区分		環境影響評価の項目																											
土壌に係る環境その他の環境	地形・地質	地盤の沈下等	(略)																										
	地盤		(略)																										
(略)	(略)	(略)	(略)																										
環境要素の区分		環境影響評価の項目																											
土壌に係る環境その他の環境	地形・地質	地盤の沈下	(略)																										
	地盤		(略)																										
(略)	(略)	(略)	(略)																										

別表第五十四備考中「別表第二十八」を「別表第三十」に改め、同表を別表第五十八とする。

別表第五十三中「別表第二十八」を「別表第三十」に、「別表第四十」を「別表第四十四」に改め、同表を別表第五十七とする。

別表第五十二中「別表第二十八」を「別表第三十」に改め、同表を別表第五十六とする。

別表第五十一中「別表第二十八」を「別表第三十」に改め、同表を別表第五十五とする。

別表第五十中「別表第二十八」を「別表第三十」に、「別表第三十七」を「別表第四十一」に改め、同表を別表第五十四とする。

別表第四十九中別表第二十八」を「別表第三十」に、「別表第三十六」を「別表第三十八」に、「別表第三十七」を「別表第四十一」に改め、同表を別表第五十三とする。

別表第四十八中「別表第二十八」を「別表第三十」に改め、同表を別表第五十二とする。

別表第四十七中「別表第二十八」を「別表第三十」に、「別表第三十六」を「別表第三十八」に、「別表第三十七」を「別表第四十一」に改め、同表を別表第五十一とする。

別表第四十六中「別表第二十八」を「別表第三十」に、「別表第三十六」を「別表第三十八」に、「別表第三十七」を「別表第四十一」に改め、同表を別表第五十とする。

別表第四十五中「別表第二十八」を「別表第三十」に、「別表第三十七」を「別表第四十一」に改め、同表を別表第四十九とする。

別表第四十四中「別表第二十八」を「別表第三十」に、「別表第三十七」を「別表第四十一」に改め、同表を別表第四十八とする。

別表第四十三中「別表第二十八」を「別表第三十」に、「別表第三十七」を「別表第四十一」に改め、同表を別表第四十七とする。

別表第四十二中「別表第二十八」を「別表第三十」に、「別表第三十六」を「別表第三十八」に、「別表第三十七」を「別表第四十一」に、「別表第三十八」を「別表第四十二」に改め、同表を別表第四十六とする。

別表第四十一中「別表第二十八」を「別表第三十」に、「別表第三十六」を「別表第三十八」に、「別表第三十七」を「別表第四十一」に、「別表第四十」を「別表第四十四」に改め、同表を別表第四十五とする。

別表第四十中「別表第二十八」を「別表第三十」に、「別表第三十六」を「別表第三十八」に、「別表第三十七」を「別表第四十一」に、「別表第三十八」を「別表第四十二」に改め、同表を別表第四十四とする。

別表第三十九中「別表第二十八」を「別表第三十」に、「別表第三十六」を「別表第三十八」に、「別表第三十七」を「別表第四十一」に改め、同表を別表第四十三とする。

別表第三十八中「別表第二十八」を「別表第三十」に、「別表第三十六」を「別表第三十

八」に、「別表第三十七」を「別表第四十一」に改め、同表を別表第四十二とする。

別表第三十七中「別表第二十八」を「別表第三十」に、「別表第三十六」を「別表第三十八」に改め、同表を別表第四十一とする。

別表第三十六の二中「別表第二十八」を「別表第三十」に、「別表第三十六」を「別表第三十八」に改め、同表備考中「別表第九の二」を「別表第十」に改め、同表を別表第三十九とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第四十 太陽電池発電所事業に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	環境影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
粉じん等	建設機械の稼働	別表第二十中粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
騒音	建設機械の稼働 資材及び機械等の運搬に用いる車両の運行	別表第二十中騒音の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法と同じ。 別表第二十中騒音の部資材及び機械等の運搬に用いる車両の運行の項参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
振動	建設機械の稼働 資材及び機械等の運搬に用いる車両の運行	別表第二十中振動の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法と同じ。 別表第二十中振動の部資材及び機械等の運搬に用いる車両の運行の項参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
土砂による水の濁り	切土工等及び発電施設等の設置	別表第二十中土砂による水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
重要な地形及び地質	地形改変後の土地及び施設等の存在	別表第二十中重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
土地の安定性	地形改変後の土地及び施設等の存在	一 調査すべき情報 土地の安定性の状況 調査の基本的な手法 二 文献その他の資料及び現地調査による情報	一 予測の基本的な手法 表層土壌や地質の改変の程度を把握した上で、斜面安

重要な種及び群落		重要な種及び注目すべき生息地		反射光	
地形改変後の土地及び施設等の存在	切土工等及び発電施設等の設置	地形改変後の土地及び施設等の存在	切土工等及び発電施設等の設置	地形改変後の土地及び施設等の存在	地形改変後の土地及び施設等の存在
別表第二十中重要な種及び群落の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。		別表第二十中重要な種及び注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。		<ul style="list-style-type: none"> <li>一 調査すべき情報</li> <li>1 土地利用の状況</li> <li>2 地形の状況</li> <li>二 調査の基本的な手法</li> <li>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</li> <li>三 調査地域</li> <li>反射光の特性を踏まえ、反射光に係る環境影響を受けるおそれがある地域</li> <li>四 調査地点</li> <li>反射光の特性を踏まえ、前号の調査地域における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</li> <li>五 調査期間等</li> <li>反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 予測の基本的な手法</li> <li>事例の引用又は解析</li> <li>二 調査地域のうち、反射光の特性を踏まえて反射光に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</li> <li>三 予測地点</li> <li>反射光の特性を踏まえて予測地域における反射光に係る環境影響を的確に把握できる地点</li> <li>四 予測対象時期等</li> <li>反射光の特性を踏まえ、反射光に係る環境影響を的確に把握できる時期</li> </ul>

備考 別表第三号から第九号まで及び別表第十一備考第三号の規定は、この表において準用する。	建設工事に伴う副産物		主要な人と自然との触れ合いの活動の場		主要な眺望景観		主要な眺望景観及び景観資源並びに主		地域を特徴づける生態系	
	地形改変及び土地の存在	切土工等及び発電施設等の設置	地形改変及び土地の存在	資材及び機械等の運搬に用いる車両の運行	地形改変及び土地の存在	地形改変及び土地の存在	地形改変及び土地の存在	切土工等及び発電施設等の設置		
		別表第三十中建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。		別表第三十中主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。		別表第三十中主要な眺望景観及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。		別表第三十中地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。		

別表第三十六中「別表第二十八」を「別表第三十」に改め、同表を別表第三十八とする。  
別表第三十五中「別表第二十八」を「別表第三十」に、「別表第三十」を「別表第三十二」に改め、同表を別表第三十七とする。

別表第三十四中「別表第二十八」を「別表第三十」に改め、同表を別表第三十六とする。  
別表第三十三中「別表第二十八」を「別表第三十」に改め、同表を別表第三十五とする。  
別表第三十二中「別表第二十八」を「別表第三十」に、「別表第三十」を「別表第三十二」に改め、同表を別表第三十四とする。

別表第三十一中「別表第二十八」を「別表第三十」に、「別表第三十」を「別表第三十二」に改め、同表を別表第三十三とする。

別表第三十中「別表第二十八」を「別表第三十」に改め、同表備考中「別表第二十八」を「別表第三十」に改め、同表を別表第三十二とする。

別表第二十九中「別表第二十八」を「別表第三十」に改め、同表を別表第三十一とし、別表第十から別表第二十八までを二表ずつ繰り下げ、別表第九の二を別表第十とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第十一 太陽電池発電所事業に係る参考項目

環境影響要因の区分	工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用		環境要素の区分	
	建設機械の稼働	資材及び機械等の運搬に用いる車両の運行	切土工等及び発電施設等の設置	地形改変後の土地及び施設の存在	施設の稼働			
大気環境	粉じん等	○					環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	
	騒音	○			○			
	振動	○						
	水質			○				水環境
	地形及び地質			○				
	地盤				○			
その他	反射光				○		土壌に係る環境その他の環境	
動物	重要な種及び注目すべき生息地			○				生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
植物	重要な種及び群落			○				
生態系	地域を特徴づける生態系			○				
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○		人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○			
廃棄物等	建設工事に伴う副産物			○			環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	

備考  
 一 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、環境影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。  
 二 この表における「環境影響要因の区分」は、次に掲げる太陽電池発電所事業の内容を踏まえて区分したものである。  
 三 建設機械を用いて、造成工事及び発電施設等の設置の工事を行う。  
 四 工事の実施に伴う資材、機械及び副産物の運搬は車両により行う。  
 五 工事の完了後、当該事業による発電施設等が存在し、かつ、当該発電施設において発電を行う。  
 六 この表において「反射光」とは、太陽電池に入射した太陽光が反射し、住居等保全対象に到達する現象をいう。  
 七 別表第一の備考第三号から第九号までの規定は、この表において準用する。

附 則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。